

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公開番号】特開2004-16822(P2004-16822A)

【公開日】平成16年1月22日(2004.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-003

【出願番号】特願2003-173141(P2003-173141)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

A 6 1 F 2/38 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/56

A 6 1 F 2/38

A 6 1 L 27/00 L

A 6 1 L 27/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月25日(2006.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】膝関節部分置換術の際に遠位大腿骨に取り付けられる単顆型人工膝関節の大腿骨コンポーネントであって、

所望される形状を有した凸状アーチ形関節表面と、

前記関節表面と反対側に設けられた骨接触表面と、

前記大腿骨コンポーネントの前端部に設けられたフランジと、

を備え、前記骨接触表面が該骨接触表面から延びる支柱を備え、前記フランジと前記支柱との間に約1°から約15°までの間の角度が形成されることを特徴とする大腿骨コンポーネント。

【請求項2】前記大腿骨コンポーネントは、コバルトクロム合金、チタン合金、純チタン及び純コバルトからなるグループから選択された材料によって構成されている、請求項1に記載の大腿骨コンポーネント。

【請求項3】前記骨接触表面に付着した多孔層をさらに備える、請求項1に記載の大腿骨コンポーネント。

【請求項4】前記多孔層は構造化された多孔タンタルからなる、請求項3に記載の大腿骨コンポーネント。

【請求項5】所望される形状を有した凸状関節表面と、

前記関節表面と反対側に設けられた骨接触表面と、

を備えており、前記骨接触表面は、該骨接触表面から延びる後部支柱と、該骨接触表面から延びる前部支柱とを備え、前記後部支柱と前記前部支柱との間に約1°から約15°の間の角度が形成されるようになっていることを特徴とする単顆型人工膝関節用の大腿骨コンポーネント。

【請求項6】前記大腿骨コンポーネントは、コバルトクロム合金、チタン合金、純チタン及び純コバルトからなるグループから選択された材料によって構成されている、請求項5に記載の大腿骨コンポーネント。

【請求項 7】 前記骨接触表面に付着した多孔層をさらに備える、請求項 5 に記載の大腿骨コンポーネント。

【請求項 8】 前記多孔層は構造化された多孔タンタルからなる、請求項 7 に記載の大腿骨コンポーネント。

【請求項 9】 前記大腿骨コンポーネントは少なくとも 2 つのネジ式留め具をさらに備え、該締結具が支持表面に対する前記大腿骨コンポーネントの運動と干渉しないよう前に記締結具は前記大腿骨コンポーネントを貫通して遠位大腿骨内に螺入されるように配置されている、請求項 1、請求項 3、請求項 5 又は請求項 7 に記載の大腿骨コンポーネント。